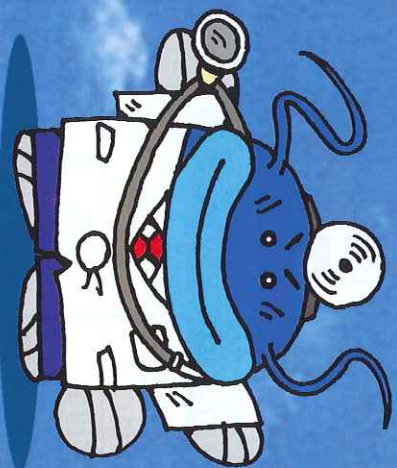


「耐震・安心住まいづくり支援事業」

大切な家族と財産を
守るために、
耐震診断を受けましょう。
長崎県「耐震・安心住まいづくり支援事業」



まずは 耐震診断で 耐震性の確認

対象は

昭和56年（1981年）5月31日以前に建てられた戸建て
木造住宅（主として持ち家）が対象です。

申込先は

お住まいの市町の窓口（主に建築を担当する課が窓口と
なっています。）へお問い合わせの上、お申し込みください。

助成金額は

耐震診断に要する費用45,000円のうち30,000円を
県と市町が助成します。
自己負担額15,000円で耐震診断を受けることができます。

もし、危険と判断されたら

次に 耐震改修計画作成で 工事内容、工事費の確認

対象は

上記の耐震診断の結果、耐震基準に適合して
いない住宅を該当基準に適合させるための
改修計画作成費がその対象です。

助成金額は

1棟あたり7万円を上限として、
設計費の2/3（県と市町合わせて）を助成します。

税額控除や減額措置が受けられます。（現在実施中）

所得税額の控除

工事費（上限200万円）の10%相当額が
所得税から控除

固定資産税額の控除

固定資産税（120㎡相当分まで）を1/2に減額
★平成22年～平成24年に実施→2年間減額
★平成25年～平成27年に実施→1年間減額

市町によっては

30万円～100万円の補助金があります。

さっそく
耐震改修工事
で
安全な住まい